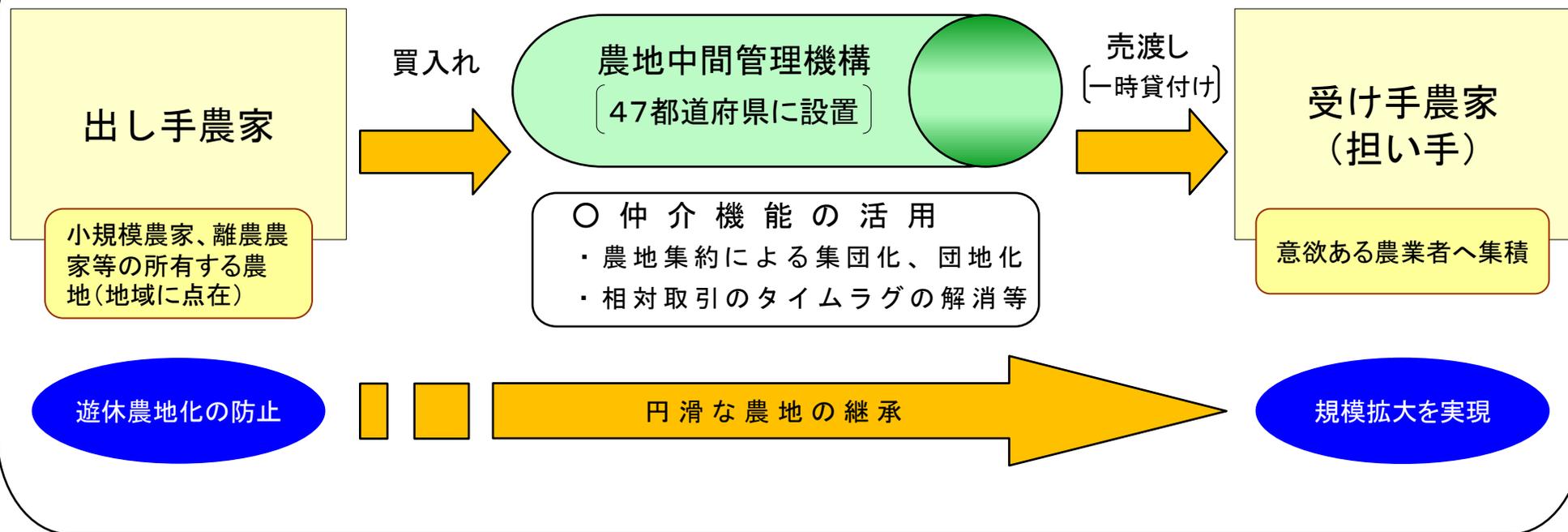


農地中間管理機構の事業の特例（農業経営基盤強化促進法第7条）の概要

- 離農農家や規模縮小農家等から農地中間管理機構が農地を買い入れて、規模拡大等による経営の安定化を図ろうとする農業者に対して、農地を効率的に利用できるよう調整等した上で、農地の売渡し（一時貸付け）を行う事業。

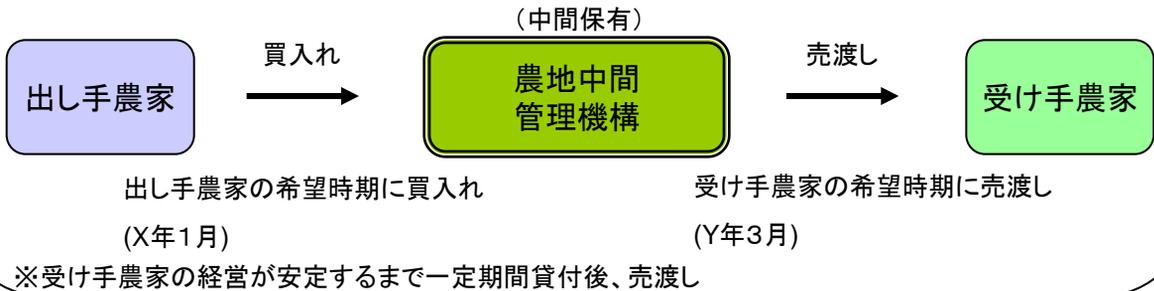
基本的な仕組み



『農地中間管理機構の事業の特例』の活用イメージ

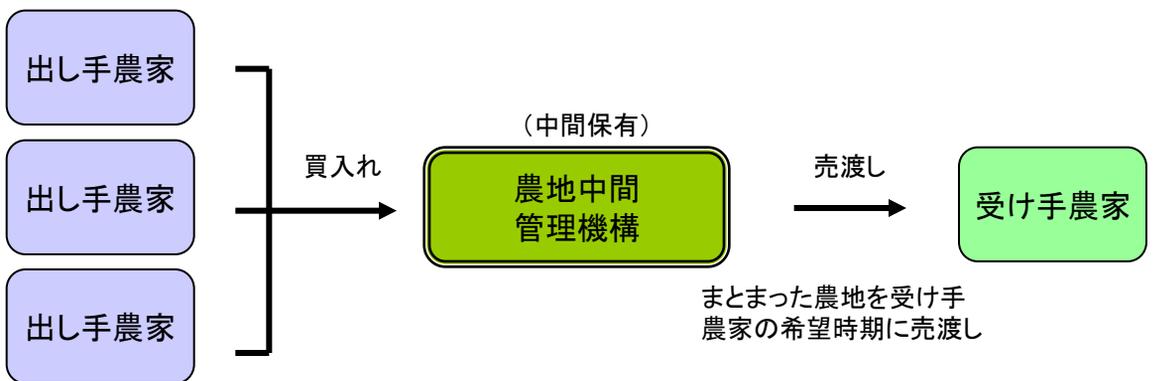
受け手、出し手間のタイムラグの解消

事情により早く農地を売りたい農家と、営農計画に沿った買入れを望む受け手農家との時間的なズレにより、相対取引での調整が困難である場合、農地中間管理機構の中間保有機能を活用して、両者のタイムラグを解消。



農地集約による団地化の実現

複数の出し手農家の農地を農地中間管理機構に集約し、同法人の中間保有機能を活用して連坦化することにより、受け手農家の効率的な農業経営に寄与。



農家の相対取引に対する抵抗感に対処

近所の農家とは売買交渉をしたくない、集落内の人には農地を売りたいくない等農家の相対取引に対する心理的な抵抗感がある場合、公的機関である農地中間管理機構が間に入ることで、こうした軋轢を緩和。

